

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、4 番村井保夫君、11 番渡邊美喜子君を指名いたします。

日程第 2、委員長報告を行います。

まず、12 月 11 日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、古川幸義君。

総務教育常任委員会委員長（古川 幸義）

皆さんおはようございます。

平成 27 年 12 月 11 日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第 1 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定について。

議案第 2 号、多度津町行政手続条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第 3 号、多度津町税条例等の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第 4 号、多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）の制定について。

議案第 5 号、平成 27 年度多度津町一般会計補正予算（第 3 号）について。

議案第 6 号、平成 27 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 2 号）について。

議案第 7 号、平成 27 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 2 号）について。

議案第 8 号、平成 27 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）について。

議案第 9 号、平成 27 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）について。

議案第 10 号、平成 27 年度多度津町水道事業会計補正予算（第 3 号）について。請願第 1 号、「所得税法第 56 条の廃止を求める」意見書提出を求める請願。

請願第 2 号、T P P 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを政府に求める意見書採択のための請願書。

審議結果。

議案第 1 号から議案第 10 号及び請願第 1 号、請願第 2 号について。

委員、傍聴議員より。

一つ、多度津町税条例等について、改正内容の周知方法はどのように考えているのか。

一つ、子ども・子育て支援法による保育料の分類はどのようになっているのか。

一つ、今回の多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正が規則も伴うものであれば、審議の際、規則も参考資料として提示すべきでないか。

一つ、多度津町立幼稚園保育料徴収条例第 1 条に「町の規則によってその額を定める」とあるが、多度津町立幼稚園規則のどの箇所に重点を置いて、規則を改正するのか。

一つ、多度津町立幼稚園保育料徴収条例第 1 条に「支給認定保護者」とあるが、具体的にどのような人を指すのか。

一つ、道路新設拡張事業費が予算計上されているが、拡張箇所は堀江地区のどの辺りになるのか。

一つ、A R 技術を活用した観光情報発信システム構築業務は、スマートフォンを活用した事業だと思うが、他の市町では行っているのか。

一つ、多度津町老朽危険空き家除去事業について、国土交通省が定める老朽危険空き家の測定基準を認定するところはどこなのか。

一つ、以前、多度津町の魅力を他の地域に発信するために、P R ビデオを作成していく話があったが、進捗状況はどうなっているのか。

一つ、緊急車両が通れない町道について、行政代執行により拡幅を行うことはできないのか。

一つ、所得税法第 56 条の規定では、家族従事者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第 57 条の特例で、青色申告を行えば家族従事者に支払った給料は必要経費として認められていること、現在、青色申告と白色申告の制度がある限り、個人の選択の自由も守られていることから、矛盾した制度と考えにくいため、請願第 1 号に反対する。

一つ、T P P 交渉大筋合意以降、地方公共団体等から懸念の声が寄せられているが、政府が T P P 交渉大筋合意内容を丁寧に説明しながら、国民の不安を払拭し、成長産業として力強い農林水産業をつくるため、総合的な T P P 関連政策大綱を作成し、政府が全力で後押しするとのことなので、請願第 2 号に反

対する。

一つ、聖域とされた農産物重要 5 品目のうち、ほとんどが関税を大幅に削減されたのは、合意ありきという中で進められた結果であり、国会で重要 5 品目の関税堅持を求めた農林水産委員会の決議に反するものであるため、請願第 2 号に賛成する。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より。

一つ、多度津町税条例等の改正内容については、ホームページ等で広く周知していきたいと考えている。

一つ、子ども・子育て支援法による国の保育料の分類は、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税額が 7 万 7,100 円以下世帯、21 万 1,200 円以下世帯、21 万 1,201 円以上世帯の 5 段階に分かれている。

一つ、今回の多度津町立幼稚園保育料徴収条例の一部改正は規則も伴うものであるので、規則も資料として提示して議論させていただけたらと思っている。

一つ、多度津町立幼稚園の保育料については、多度津町立幼稚園規則の適正な箇所に金額を示したいと考えている。

一つ、多度津町立幼稚園保育料徴収条例第 1 条にある「支給認定保護者」は、幼稚園に通っている子どもの保護者を指している。

一つ、堀江地区の道路拡張箇所については、しおかぜ病院の北側交差点部の道路である。

一つ、AR 技術を活用した観光情報発信システム構築業務については、中讃広域圏内の 2 市 3 町で行う予定である。

一つ、危険空き家の担当部署は政策企画課であるが、今後、認定に関して問題が発生する可能性があるため、認定部分に関して、これから検討したい。

一つ、多度津町の魅力を他の地域に発信するための PR ビデオ作成の進捗状況については、先日、プロポーザル方式による入札により、業者が決定し、業者と話を詰めているところである。

一つ、行政代執行は余程のことがない限りできないので、町道の拡幅については、地元住民に協力していただく必要があると思っている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 1 号から議案第 10 号については、委員会として原案を可決し、請願第 1 号、請願第 2 号については、採決の結果、委員会として原案を不採択とした。

またその他として、執行部より他 7 件の報告がありました。

以上で委員長報告を終わります。